

薬害ヤコブ病訴訟を通じて

9年前の1999年、入所したばかりの私は「薬害ヤコブ病訴訟」を担当した。薬害ヤコブ病訴訟とは、ドイツの製薬企業が製造した人工硬膜の移植により、現在でも治療法はなく、発症すれば数ヶ月で植物状態となるクロイツフェルト・ヤコブ病を発症する。そこで、製薬企業、輸入業者、安易に輸入を承認した国を相手取り、東京・大津両地裁で争われた裁判である。

法律事務所職員
黒田 真一

書類作成

私と同じ事務所の弁護士が弁護団事務局長であったため、書証等、大量の書面作成を行った。現在、裁判所の書式はA4判でページを打てばよいが、当時はまだB4判2つ折り、ページの間に全て契印を押す、文字を打つのはパソコンでなく主にワープロという時代だったので、とても苦労した。しかしこの経験はその後、大いに役立ち、ちょっとやそとの大量コピー等では驚かなくなった。また裁判を傍聴することにより、自分の作った書証が法廷でどのように使われるのかが見ることができたのも貴重な経験であった。

患者家族の執念と支援の輪

私が入った頃はまだ「支える会」も発足したばかり。裁判もこの先どうなるのか見通しもあまりたっていなかった。患者は亡くなっているか、植物状態のため、患者家族による地道な宣伝活動、学習会を続けた。すると徐々に支援の輪も広がり、ついには厚生労働省を「人間の輪」で囲むほどにもなった。マスコミにも多く取り上げられるようになり、超党派の議員連絡会も結成された。最終盤の数日間は、連日夜中ま

で弁護団は裁判所に詰め、私も大津・東京の連絡役として毎晩、深夜1時くらいまで事務所に張り付いていた。

裁判は2002年に勝利和解を勝ち取り、被害者救済は飛躍的に進んでいる。

冷静に時には熱く

しかし、今なお被害者は増え続けている。この裁判を機に「ヤコブ病サポートネットワーク」が発足し、私が東京相談員をしている関係で患者の見舞いに行くことも多々あるが、その度いたたまれなくなる。原告もどんどん亡くなっていく。時にやりきれない気持ちにもなる。この原稿を執筆している期間にも相談があった。29歳の女性が発病したのだが、8歳の時の手術が原因である（この病気は潜伏期間が非常に長く、時には25年を経て発症する）。

法律事務所では働いていると、時には目を背けたくないような事件もある。怒りで我を忘れそうになったり、時には涙が出そうなこともある。しかし、薬害ヤコブ病訴訟で得た経験を活かし、冷静に、時には熱く、これからも様々な事件を側面からサポートしていければ、と思う。